

→ 最終日近くは混雑します。早めに申告を!

市県民税・国民健康保険税の申告は3月15日まで!

毎年、最終日近くになると、申告に訪れる人が集中し、窓口が混雑します。早めに申告を済ませましょう。

申告に必要なもの

①印鑑②申告書か確定申告通知はがき(申告書は会場にも設置)③源泉徴収票か給与支払証明書④事業所得の人は収支内訳書、その他の所得の人は所得金額が証明できるもの⑤生命保険料、地震保険料、医療費などの各種所得控除の証明書、領収書⑥配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の所得が分かるもの

申告書提出先

- 市が送付した申告書⇒佐世保市へ
- 税務署が送付した確定申告書⇒税務署へ
(給与・年金収入だけの人は市でも受け付けます)

申告をしないと...

年金、扶養、医療、幼稚園、公営住宅、奨学金、事業資金の融資などの申請に必要な所得課税証明書等が取得できません。

申告相談・受付日の日程表

受付場所 市役所13階・大会議室 受付時間 9:00~11:30、13:00~16:00	受付日	受付場所 支所・行政センターなど 受付時間 9:00~11:30、13:00~15:30
指定町名		
大黒、東山、大宮	2月3日Ⓞ	
折橋、春日、中通、高砂、木場田、比良、長尾、上、元、泉	4日Ⓞ	
天神、天神1~5丁目	7日Ⓞ	
藤原、稲荷、若葉、平瀬、立神	8日Ⓞ	江迎行政センター (受付時間 9:30~11:30、13:00~16:00)
白木、須佐、高梨、勝富、松川、戸尾	9日Ⓞ	
京坪、宮崎、下京、上京、山県、塩浜、万津、島地、光月、高天金比良、御船、神島、小島	10日Ⓞ	江上地区公民館 針尾地区公民館
宮田、俵、梅田、保立、石坂、清水、福田、万徳、天満	14日Ⓞ	
白南風、三浦、須田尾、峰坂	15日Ⓞ	鹿町地区生涯学習センター (受付時間 9:30~11:30、13:00~16:00)
赤崎、庵浦、野崎、俵ヶ浦、下船越、船越	16日Ⓞ	
山祇、山手、田代、烏帽子、松山	17日Ⓞ	小佐々行政センター
浜田、相生、谷郷、東大久保、西大久保、園田、矢岳、今福	18日Ⓞ	
東浜、十郎新、干尽、前畑、崎辺、潮見、福石、新港	21日Ⓞ	吉井ひまわりの館
桜木、赤木、横尾	22日Ⓞ	
祇園、本島、島瀬、栄、常盤、湊、松浦、宮地、熊野、花園名切、八幡、城山	23日Ⓞ	柚木地区公民館 宇久行政センター (25日は11:30まで)
木風、小佐世保	24日Ⓞ	中里皆瀬地区公民館
鵜渡越、小野(本庁管内)、長坂、鹿子前	25日Ⓞ	宮地区公民館
※指定日に申告できない人は、2月3日Ⓞ~3月15日Ⓞの平日9時~11時30分、13時~16時に、市役所13階で申告できます。	28日Ⓞ	三川内うつわ歴史館 広田地区公民館
	3月1日Ⓞ	東部住民センター
	2日Ⓞ	
	3日Ⓞ	世知原行政センター
	4日Ⓞ	
	7日Ⓞ	大野地区公民館
	8日Ⓞ	黒島地区公民館(注1) 高島町公民館(注1)
	8日Ⓞ	相浦公会堂
	9日Ⓞ	
	10日Ⓞ	日宇地区公民館
	11日Ⓞ	

注1: 黒島、高島地区の受付時間は、10:00~12:00、13:00~16:00。

Ⓞ市県民税⇒市民税課、国民健康保険税⇒保険料課☎24-1111、所得税の確定申告⇒佐世保税務署個人課税部門☎22-2161

→ 条例改正や予算の補正を実施

12月定例市議会で可決された主な議案

11月26日(金)から12月15日(水)まで開催された12月定例市議会で可決・承認された46議案の中から、主な議案の概要についてお知らせします(市長が市議会で報告した市政の重要事項については、本紙1月号に掲載しています)。

佐世保市職員の給与に関する条例の一部改正の件

社会経済情勢や人事院勧告等を踏まえ、本市職員の給与について月額平均846円の減額改定を行うもの

☎職員課 ☎24-1111

佐世保市水道条例及び佐世保市下水道条例の一部を改正する条例制定の件

本年4月1日以降の水道料金及び下水道使用料の納付について、2カ月ごとに納付する方法と、毎月納付する方法のいずれかを、使用者が選択できることとするもの

☎水道局営業課 ☎24-1151

本庁舎改修事業など5億6939万円を本年度予算に追加
一般会計では、本庁舎の耐震強度を確保するための改修事業費や、過疎地域自立促進計画に基づく市道整備・体育施設整備事業費などを追加する一方、給与改定に伴う市職員等の人件費などを減額。

主な事業と会計ごとの補正額は次のとおり

- 本庁舎改修事業 4億8000万円
- 過疎地域自立促進計画事業 1億9342万円
- 市職員等の人件費 △1億3949万円
- 防災行政無線整備事業 1億5997万円

会計	補正額	補正後の予算額
一般	6億2163万円	1112億6274万円
特別	279万円	704億3826万円
企業	△5502万円	334億1020万円
合計	5億6939万円	2151億1120万円

☎財政課 ☎24-1111

4月から水道料金等納付の選択制を開始

現在、水道料金と下水道使用料の支払いは、「隔月納付」(2カ月に1度の納付)となっていますが、本年4月分から、希望する人は「毎月納付」ができるようになります。

「毎月納付」の申し込み方法

- ☎電話で水道局営業課へ(平日8時30分~17時15分)
- ※1月から受け付けています。
- ※電話の際、各家庭に届く「ご使用水量のお知らせ」などに記載している、お客さま番号を伝えていただく手続きが早くできます。
- ※「毎月納付」を希望しない場合は連絡不要です。

「毎月納付」の支払い額

- 2カ月分の料金の2分の1の額となります。
- 支払方法は「口座振替」か「納付書払い」です。
- ※検針はこれまでどおり、2カ月に1度行います。
- ※料金を6カ月分以上滞納している人は「毎月納付」を希望できませんので、ご注意ください。

☎水道局営業課 ☎24-1151

小佐々地域が大型工業団地の候補地に決定!

昨年12月、県の「市町営大規模工業団地整備支援事業」(仮称)の候補地に、小佐々地域が選定されました。

この事業は、県が大型工業団地の開発の可能性について調査していたもので、小佐々地域が、来年度に開



工業団地の整備について記者発表する朝長市長

通予定の西九州自動車道佐々インターチェンジに近く、開発予定地(約30ヘクタール)の大半が山林で民家がないことなどが選定の決め手となりました。これにより、工業団地造成事業費(総事業費約30億円から市の分譲収入を除いた額)の75%を県が負担することとなり、本市の負担額が大幅に軽減できます。

本市の最重要課題の一つである「地元経済の活性化・雇用の拡大」を推進する上で、企業誘致の受け皿となる工業団地の整備は大変有効です。平成25年度中の分譲開始を目指し、市議会、地域住民の皆さん、地権者の皆さんなどのご理解をいただきながら、一日も早く事業に着手できるよう努めていきます。

☎企業立地・観光物産振興局 ☎24-1111